

山口県国民健康保険団体連合会介護予防教材貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が所有する介護予防教材等（以下「教材等」という。）を地域住民の健康教育等に活用するために、在宅保健師会会員及び保険者等関係機関に対して貸出しを行う場合に必要な事項を定める。

(貸出教材等)

第2条 貸出しを行う教材等は、次のとおりとする。

(1) 紙芝居

- ア 認知症になっても共に生活る
- イ 認知症の症状とその対応
- ウ 認知症の予防
- エ 脱水症について（熱中症について）
- オ 知って得する！インフルエンザとその予防
- カ 元気で生き生き 自立した生活にチャレンジ
- キ 糖尿病予防でぴんぴんキラリ

(2) タペストリー

- ロコモ予防

(借受けの申込み)

第3条 教材等を借り受けようとするものは、介護予防教材貸出申込書（様式1）により申し込まなければならない。

(貸出方法)

第4条 連合会は、教材等の借受けの申込みがあった場合、その貸出しが適当と認められるものについては、これを貸し出す。

(目的外使用の禁止)

第5条 借受人は、借り受けた教材等を次に掲げる事項以外に使用してはならない。

- (1) 地域住民の健康教育等
- (2) その他、連合会事務局長が適当と認めたもの

(転貸の禁止)

第6条 借受人は、借り受けた器材等を他のものに転貸してはならない。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として使用日の前後1週間程度とする。ただし、特別な事情がある場合は、貸出期間を延長することができる。

(費用負担)

第8条 借受人は、借り受けた教材等の輸送に要する費用の全部を負担しなければならない。

(賠償責任)

第9条 借受人は、借り受けた教材等を紛失または損傷した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、賠償の責に任じなければならない。

(利用報告)

第10条 教材等を借り受けた場合、介護予防教材利用報告書(様式2)により利用状況を報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、教材等の貸出しに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。